

藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金交付要綱

制定 令和6年 8月 15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもの性被害防止対策のため、藤沢市内の認可保育施設が行った性被害防止対策に係る設備等の経費を対象に、予算の範囲内において市が補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認可保育施設」とは、藤沢市内に所在する次に掲げる施設及び事業所をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づく認可を受けた同法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づく認可を受けた同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- (3) 児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づく認可を受けた同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、認可保育施設を運営する法人又は個人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱（「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について」（令和6年1月25日付こ成総第3号こ支総第8号）の別添）に定める事業（以下「事業」）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、前条に規定する事業を実施するにあたり、次の表の補助対象経費の欄に掲げる経費（他の国及び神奈川県による補助を受け、又は受ける予定であるものを除く。）のうち、対象期間の欄に掲げる期間実施し、

補助対象者が負担して支払いが完了した経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

補助対象経費	対象期間
認可保育施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	申請日の属する年度の10月1日から当該年度の1月31日まで

（補助金の額）

第6条 補助金の交付額は、次に定めるところにより算出された額とし、予算の範囲内で市長が決定する。

- （1）1施設あたり100,000円と前条に定める対象経費の実支出額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）前号により選定された額に4分の3を乗じた額を交付額とし、千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長へ提出しなければならない。

- （1）藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金事業計画書兼収支予算書【総括表】（第1号様式別表1）
- （2）藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金事業計画書兼収支予算書【内訳表】（第1号様式別表2）
- （3）見積書等の補助対象経費に係る品名等の摘要、単価及び個数等がわかる書類
- （4）入札の実施や複数業者から見積書を取得したことがわかる書類
- （5）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金交付の可否を審査し、適当と認めるものについては第6条の規定による補助金の額を決定し、不適当と認めるものについては補助金の不交付を決定したうえで、藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金交付等決定通知書（第2号様式）により申請者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産(以下これらを「財産等」という。)については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 財産等を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返納させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(届出義務)

第10条 この補助事業において、規則第5条第1項に規定する事業着手届の提出は省略することとする。

(事業計画の変更)

第11条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金事業計画変更承認申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長へ申請しなければならない。

- (1) 藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金事業計画書兼収支予算書(変更後)【総括表】(第3号様式別表1)
- (2) 藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金事業計画書兼収支予算書(変更後)【内訳表】(第3号様式別表2)
- (3) 見積書等の補助対象経費に係る品名等の摘要、単価及び個数等がわかる書類
- (4) 入札の実施や複数業者から見積書を取得したことがわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による事業計画の変更承認の申請があったときは、当該変更承認の可否を審査し、その結果を藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金事業計画変更承認・不承認決定通知書(第4号様式)により、当該変更承認の申請者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第12条 交付決定者は、事業の完了後、藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金事業完了届兼実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長へ届け出なければならない。

- (1) 藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金収支決算書【総括表】(第5号様式別表1)
- (2) 藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金収支決算書【内訳表】(第5号様式別表2)
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付時期)

第13条 市長は、前条の規定による事業実績の報告の確認を行った後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 申請者は、第7条に規定する申請時において、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 交付決定者は、第12条に規定する事業実績報告までに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、第11条第1項に規定する事業計画の変更を申請しなければならない。
- 3 交付決定者は、第12条に規定する事業実績の報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、藤沢市認可保育施設における性被害防止対策支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所(以下「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。
- 4 市長は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、第12

条に規定する事業実績の報告した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日又は市長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 規則第4条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。
- (3) 事業の施行について不正な行為が認められるとき。

(調査)

第17条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和6年8月15日制定)

(施行期日)

この要綱は、公表の日から施行する。